

発議第 12 号

山形県議会女性・若者参画推進会議の設置について

山形県議会会議規則第 123 条第 2 項の規定により、臨時的な協議又は調整を行うための場を次のとおり設ける。

- 1 名 称 山形県議会女性・若者参画推進会議
- 2 目 的 女性や若者を中心に県民の県議会への関心を喚起するとともに、参画を促していくための各種調査や提案等の検討
- 3 構 成 員 議長が指名する議員 9 人
- 4 招集権者 山形県議会女性・若者参画推進会議座長
- 5 期 間 目的に係る協議の終了まで

以上の議案を、山形県議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 7 月 10 日

山形県議会議長 森 田 廣 殿

提出者 山形県議会議会運営委員長 矢 吹 栄 修